

特定非営利活動法人キドックス 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第19条の規定に基づき、特定非営利活動法人キドックスの役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 役員報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

3 給与は、労働の対価として支払われるものであり、役員が労働に従事した場合は、役員報酬とは区別して支払われる。給与については賃金規則に定める通りとする。

4 謝金は、講演会や研修会の講師業務の対価として支払われるものであり、役員等が講師業務に従事した場合は、役員報酬とは区別して支払われる。役員等への謝金の金額は別表1の通りとする。

(理事の報酬)

第3条 理事の業務については、これを無報酬とする。

(監事の報酬)

第4条 監事の監査業務については、その従事した日数に応じて報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、理事会等出席 10,000 円、監査業務 30,000 円を上限とする。

(費用弁償)

第5条 理事会等出席のために要する交通費や諸雑費等の実費弁償費は、その実費分を支払うものとする。

(改正)

第6条 本規程の改正は、総会の議決を経なければならない。

(補足)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は理事長が別に定める。

<別表1>

次に掲げる額を限度として役員等へ講師等謝金を支払うことができる。

(1) 30分以上1時間未満 10,000 円
(2) 1時間以上2時間未満 20,000 円
(3) 2時間以上 30,000 円

この規程は、2020年4月1日より適用する。